

会議録

| | |
|---|--|
| 会議の名称 | 令和7年度第1回弘前城跡整備指導委員会 |
| 開催年月日 | 令和7年8月20日(水) |
| 開始・終了時刻 | 9時30分から12時00分まで |
| 開催場所 | 弘前市役所 防災会議室 |
| 議長等の氏名 | 福井敏隆(前弘前市文化財審議委員長) |
| 出席者 | 関根達人、千田嘉博、瀧本壽史、林康裕、麓和善、三上千春、森山修治 |
| 欠席者 | なし |
| 事務局職員の職氏名 | (弘前市都市整備部公園緑地課) 公園緑地課長兼弘前城整備活用推進室長・鳴海淳、弘前城整備活用推進室主幹・関剣太郎、同室主幹・横山幸男、同室総括主査・福井流星、同室総括主査片山俊博、同室主事・東海林心[記録]、同室主事・福尾莉菜 |
| 会議の議題 | 1.重要文化財保存活用計画第3章について 2.重要文化財保存活用計画第4章について 3.昨冬の豪雪被害について[報告] 4.天守基礎耐震補強工事について[報告] 5.杉の大橋木部更新工事について[報告] |
| 会議資料の名称 | ①令和7年度第1回弘前城跡整備指導委員会 |
| 会議内容 (発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等) | 1. 重要文化財保存活用計画第3章について (事務局) 【概要】 (1) 現在策定中の重要文化財保存活用計画の第3章環境保全計画において、前回の令和6年度第3回弘前城跡整備指導委員会の時に保留とした区域の区分と保全方針について説明。 【詳細】 ・区域は、「保存区域」、「保全区域」、「整備区域」の3つで構成。 保存区域…天守と隅櫓は、建造物と天守台・櫓台石垣、城門 |

| | |
|--|--|
| | <p>は建造物と雨落ち溝が所在する区域。原則新たに建造物等を設けないものの、防災上必要な場合に限っては土地の形質の変更等を認める。</p> <p>保全区域…保存区域に隣接し、防火管理区域と歴史的景観を構成する石垣、土塁、枠形を含む区域。防火管理区域は、文化庁の「重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領」及び「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業指針」に倣い設定。重要文化財建造物の周囲20mと近接建造物の周囲5mの範囲及びその間の最小範囲を合わせた区域。原則新たに建造物を設けないものの、防災上必要な設備、或いは調査に基づく建造物の復元等の史跡整備、建造物の公開活用のための説明板等の設置は除く。</p> <p>整備区域…保存区域及び保全区域を除く、建造物がある曲輪全域。防災管理上必要な施設で新たに設備設置の必要が生じた場合や、重要文化財建造物の活用の為に必要な施設の整備について、この区域に整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掘削が伴う整備に関しては、地下遺構に影響が及ぶ可能性があるため、文化庁文化資源活用課整備部門や文化財第二課史跡部門と協議し、承認を受けた上で実施する。 ・建造物周囲にある樹木等は適宜伐採を行う。 <p>（委員会）</p> <p>【概要】</p> <p>（1）重要文化財保存活用計画第3章について了承。</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| | <p>【詳細】</p> <ul style="list-style-type: none">・地下遺構に限定せず、土壘や石垣等もあるため、「遺構に影響が及ぶ整備については、すべて文化庁と協議をする」とした方が良い。 <p>2. 重要文化財保存活用計画第4章について (事務局)</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 現在策定中の重要文化財保存活用計画の第4章防災計画において、内容について説明。</p> <p>【詳細】</p> <ul style="list-style-type: none">・策定目的は、重要文化財建造物を火災や震災等の災害から守り、安全性を確保するものであり、防災上の課題を把握し必要な対策を講じるために策定する。・計画の構成は以下の通り。 <p>1. 防火・防犯対策について</p> <p>(1)火災時の安全性に係る課題、(2)防火管理計画、 (3)防犯計画、(4)防災設備計画</p> <p>2. 耐震対策</p> <p>(1)耐震診断、(2)地震時の対処方針</p> <p>3. 耐風対策</p> <p>(1)被害の想定、(2)今後の対処方針</p> <p>4. その他の災害対策</p> <p>(1)雪害、(2)水害</p> <ul style="list-style-type: none">・「1. 防火・防犯対策について」 <p>(1)火災時の安全性に係る課題</p> |
|--|--|

| | |
|--|---|
| | <p>「ア 当該文化財の燃焼特性」</p> <ul style="list-style-type: none">・重要文化財建造物の構造は、いずれも木造で建物自体の燃焼性が高い。屋根は、天守・城門5棟が銅瓦葺、隅櫓3棟が銅板葺で、防火性を備えていると考えているものの、葺き方や破損があると火の粉が入る可能性があるため日常の点検管理が必要である。壁について、不燃材料である漆喰及び銅板張りの箇所については防火性を備えていると考えるが、城門の板張りの箇所や建造物内部の木部が露出している箇所については、燃焼性が高い。 <p>「イ 延焼の危険性」</p> <ul style="list-style-type: none">・重要文化財建造物の周囲にはマツやサクラ等の樹木が植樹されていることから、落雷や放火等で燃えた樹木からの延焼の可能性がある。 <p>「ウ 防火管理の現状と課題」</p> <p>1)防火管理の体制</p> <ul style="list-style-type: none">・消防法第8条第1項の規定に基づき、弘前公園防火管理について必要な事項を定めた弘前公園消防計画を策定。この計画において、消防計画の目的や適用範囲、或いは初期消火活動の対応について定めており、消防管理の体制を整備して消火訓練等を実施している。また、火災発生時には速やかに弘前消防本部に通報して、主に弘前消防署からの出動を受けることとしている。 <p>2)消防署の消火体制</p> <ul style="list-style-type: none">・まず、第1出動車両が出動する。体制として、指揮車1台、救助工作車1台、水槽付消防ポンプ自動車4台、救急車1台の計7台が出動する。冬季間や火災が大きい場合等については、第1出動車両に加えて、第2出動車両が出動す |
|--|---|

る。第2出動車両は、指揮車1台、消防ポンプ車2台の計3台が出動し、合計10台の車両が出動する。

・通報を受けた消防車両が、火災現場に到着するまでの想定時間は約3～5分を想定しており、公園内の進入は、市から貸与している各経路の鍵を使用し、各重要文化財建造物まで近づくことが可能。到着後は、放水開始までの所要時間が約1分となっており、通報から放水開始までの所要期間は約4～6分と想定。

・消火活動は、まず、水槽付消防ポンプ自動車が延焼の危険性のない場所に部署し(適切な位置に配置・停車し消火活動の準備を行い)、対象物の消火活動を行う。その後、後着の消防車両が最寄りの消火栓を使用して中継体制を構築する。

・公設消火栓は、公園内に5ヶ所設置している。各重要文化財建造物から最寄りの消火栓を用いることになっており、三の丸東門及び三の丸追手門については、公園外にある消火栓が最寄りの消火栓になり、そちらを用いる。

・消火栓は、地下式消火栓が公設消火栓となっており、二の丸南門の南に1ヶ所、下乗橋の東に1ヶ所、二の丸丑寅櫓の北西に1ヶ所、北の郭北門の北に1ヶ所の計4ヶ所あり、また、地上式消火栓は北の郭北門の北に1ヶ所ある。これらを用いて、消防車両が消火する。

・消防水利の確保については、年2回水利の調査を実施しており、弘前公園内の全ての消防水利に異常がないかを確認している。

3)火気等の管理

(a)文化財建造物内の防火管理

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・弘前地区消防事務組合火災予防条例第29条第1項（3）において、重要文化財建造物内部とその周囲での喫煙、裸火の使用及び火災予防上の危険物の持ち込みを禁止している。 ・同条第2項で定めた「禁煙」、「火気厳禁」、または「危険物持ち込み厳禁」の標識を各重要文化財建造物の前に設置している。 ・内部を公開している天守で観覧者の手荷物検査等は行っていない状況となっている。 <p>(b) イベント等の防火管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火気を使用するまつりやイベント等は、弘前地区消防事務組合火災予防条例第54条の4及び5の規定に基づき、まつり等を「指定催し」に指定して、その主催者は防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成し、計画に基づいた業務を行うこととしている。 ・消防本部予防課においても露店調査等を実施している。 <p>(c) 危険物の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、公園の維持管理で重油、灯油、ガソリン、軽油等を使用している状況で、火元責任者は、公園緑地課総括技能主事が多く担当している。植物園の管理は、指定管理しており、植物園のホームタンクは、（一財）弘前市みどりの協会の事業課長が火元責任者となっている。 <p>(d) 可燃物の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部公開を実施している天守では土産物や展示物、通常時非公開としている隅櫓や城門ではイベントの備品、欠損した建造物の部材、発掘調査を実施した際に出土した遺物等の可燃物等を置いているのが現状である。 |
|--|---|

| | |
|--|---|
| | <p>(e) 喫煙等の火気管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弘前市都市公園条例第2条第1項(8)において許可した場所以外での火気使用を禁止している。 <p>(f) 防炎物品等の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状、特段対策を講じていない。 <p>4) 防火管理の現状と利用状況による課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災管理は、「弘前公園消防計画」に基づき行っており、災害に備えて自衛消防隊を組織して消火訓練等を実施しているものの、重要文化財建造物や水害時の避難経路等は未作成となっている。 ・防災設備は設置から40～60年経ち、老朽化が進行しているほか、防火設備が不足している等の課題がある。 <p>(2) 防火管理計画</p> <p>「ア 防火管理物の氏名及び住所」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火管理者は、管理権限者に弘前市長が選任した者ということで、公園緑地課長が選任されている。住所は、弘前市大字下白銀町1番地。 <p>「イ 防火管理区域」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要文化財建造物の周囲20mと近接建造物の周囲5mの範囲及びその間の最小範囲を合わせた区域。 <p>「ウ 防火環境」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火管理区域に火気使用箇所はないものの、重要文化財建造物の周囲には、侵入防止のための木製柵や竹垣、或いは樹木があるため、これらへの放火や発火による延焼には十分注意する。 <p>「エ 予防措置」</p> <p>1) 火気等の管理</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・引き続き、弘前地区消防事務組合火災予防条例、弘前市都市公園条例に基づいた火気使用規制を行う。・一般公開を行っている天守については、可燃物の持ち込みを阻止する必要があることから、手荷物の検査や持ち込みの禁止、もしくは制限を検討したい。 <p>2) 可燃物の管理</p> <ul style="list-style-type: none">・一般公開を実施している天守では、展示内容を見直し、展示物を必要最小限として整理整頓を徹底する。・土産物類の販売については、北の郭にある武徳殿や二の丸にある弘前城情報館へ集約する。・その他の重要文化財建造物で保管しているイベント等の備品、欠損した建造物の部材等については、城外の市管理施設、或いは城内に保管施設を新設して保管することを検討する。・危険物については、従来通り定期的に点検・整備を行い、適切に管理していく。 <p>3) 警備</p> <ul style="list-style-type: none">・警備の現状として、一般公開を実施している天守では、公開時間内において公開管理の指定管理業務従事者が3名常駐し、このうち1名が警備員で、天守内部を定期的に巡回している。閉館後は、指定管理業務従事者が施錠し、機械警備に切り換えている。夜間及びその他の重要文化財建造物の警備については、弘前公園警備業務の業務受託者が史跡内を24時間警備巡回を行っている。・今後は、上記に加えて、天守各階に警備員を配置するほか、防犯カメラ等の防犯設備を整備して、警備体制の強化を図る。警備委託業務については、業務受託者に夜間警備及 |
|--|---|

び火災発生時の消防への通報、管理者への連絡方法、初期消火活動等の業務内容を明確に伝え、契約書にも明記する。

4) 安全対策

- ・公開している天守・城門では、観覧者を安全に避難させるため避難経路図を作成する。
- ・基本的に昇降するルートが1つに限られているものの、天守については内部を公開して人を入れているため、警備員を各階に配置して避難誘導等を行うものとしたい。
- ・天守に関して、火災報知器と連動した英語対応の非常放送設備を各階に設置したい。

5) 収容人員管理

- ・消防法施行規則第1条3に基づく収用人員が、天守52人、二の丸南門17人となっている。
- ・イベント等による混雑が予想される場合については、過剰な人員が入場しないように規制する。

「才 消火体制」

1) 任務分担

- ・弘前公園では、公園緑地課長を隊長として自衛消防隊を組織し、職員及び天守の管理運営の指定管理業務従事者等が任務を分担し、火災・災害発生時には消防計画に従つて人命の安全確保、火災・災害の拡大防止に努める。

2) 訓練実施計画

- ・消防法施行規則第3条第10項の規定に基づき、弘前公園の消防訓練を年2回実施している。消防訓練は総合訓練で、消火から通報、避難訓練を総合して実施している。年2回のうち1回は、公園内にある公共施設が火災した

場合を想定して行うもの、もう1回は重要文化財建造物から1棟を任意に選定して実施している。

・今後は、消防訓練の頻度を増やすとともに、消防設備の習熟と避難誘導の向上を図り、その都度消防計画を改訂するP D C Aサイクルを行う。また、避難誘導訓練が簡易に行える「図上演習」も月1回実施していく。

(3) 防犯計画

「ア 事故歴」

・重要文化財建造物での放火や盗難等の事故は、これまで発生していないものの、これまで雪害や風害により一部がき損している。

・昭和58年(1983)には日本海中部地震が発生し、隅櫓3棟の壁がき損している。

・平成3年に発生した台風19号による倒木等で天守、二の丸南門・東門、三の丸追手門の屋根等がき損している。

・令和7年1月には大雪により倒木したマツにより二の丸未申櫓と二の丸東門の屋根や壁等がき損している。

・全ての重要文化財建造物で落書きや彫込み等が認められる。

・未指定文化財ではあるが、昭和62年(1987)には、二の丸与力番所(二の丸東門北)が放火の被害を受けている。

「イ 事故防止のための措置」

・重要文化財建造物の周囲に、侵入防止柵と落書き防止の看板を設置し、定期巡回や夜間の機械警備(天守)で対処している。

「ウ 今後の対処方針」

・現状の防犯体制に加えて、管理事務所の警備員が常時監

視できる防犯カメラ、防犯カメラと連動したセンサーライト、警報器等を設置し、事故の抑制・防止を図りたい。

(4) 防災設備計画

- ・弘前城跡の防災設備として、昭和43年(1968)に自動火災報知設備、昭和58～60年(1983～1985)に貯水槽、消防ポンプ、放水銃、消火栓を設置している。

「ア 施設整備計画」

①警報設備

(a) 自動火災報知設備

- ・現状、感知器は熱感知器と煙感知器を設置。受信機は天守にP型2級、緑の相談所にP型1級を設置。
- ・火災報知設備は、今後、火災の感知能力を高めるために、感知器は煙感知器と炎感知器、受信機はR型受信機へ更新する。
- ・発信機は、発行箇所を速やかに特定できるアドレス式に改修する。
- ・配線ケーブルは、現在、架空線や土壠上、園路側溝内に配置しているものの、断線の恐れがあることから、文化庁第二課史跡部門と協議した上で、ケーブルを埋設していく。埋設配線は三の丸南東1ヶ所のみで、ほかは、二の丸辰巳櫓から三の丸追手門では土壠や側溝内に転がして配線、二の丸辰巳櫓から緑の相談所までは電柱を設けてその上空を走らせるような架空線である。

(b) 放送設備

- ・現在非常放送設備は設置しておらず、一般公開を実施している天守では、火災をできるだけ早く発見して観覧者に避難を促す必要があるため、今後は自動火災報知設備

| | |
|--|--|
| | <p>と連動した非常放送設備を各階に設置したい。</p> <p>②消火設備</p> <p>(a) 消火栓設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状、屋外消火栓は北の郭北門と二の丸南門で2基、それ以外の建物で1基配置している。屋外消火栓は、北の郭北門と二の丸南門の1基を除いて放水銃併設型である。 ・建物内部で火災が発生した場合には対応できることから、今後は放水銃と分けて、建物入口付近と外周をカバーできるような位置に易操作性の高い消火栓を2基配置したい。 ・屋内消火栓は、現状設置していない。 ・一般公開を実施している天守では、速やかな避難が困難であり、初期消火活動が極めて重要になるため、1人での消火活動が容易で放水量が多い広範囲型2号消火栓を新設したい。 <p>(b) 放水銃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放水銃は、現在、各重要文化財建造物に2基、建物の対角線上に配置しており、そのうち1基は屋外消火栓と併設されている。 ・これらは、消火活動を行い易くするため、建造物全体をカバーして放水する自動首振式のものに更新したい。この更新のタイミングにおいて、現在直接埋設しているケーブルを、配管にケーブルを入れた形に替えるものしたい。 <p>(c) スプリンクラー設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在設置しておらず、一般公開を実施している天守では、速やかな避難誘導が困難なことや夜間に火災が発生した |
|--|--|

場合の初期消火を考慮して、スプリンクラーを新設したい。

(d) 消火器

- ・消防法上の設置要件は現在満たしているものの、実際の消火活動を想定して速やかに使用できる建造物の入口や階段周り等に増設したい。
- ・従来通り定期的な検査・交換を実施する。

(e) 貯水槽

- ・これまで漏水等は認められていないものの、設置から約40年経過しており、現在の耐震基準を満たしていない可能性があるため、調査を実施していきたい。

(f) 配水管

- ・現在、配管ルートは北側（二の丸丑寅櫓、同東門、北の郭北門、三の丸東門）と南側（天守、二の丸辰巳櫓、同未申櫓、同南門、三の丸追手門）の2系統があり、本管はダグタイル管、枝管はSGP管を用いている。
- ・設置から約40年が経過しており、ポリエチレン管への更新を行う。

(g) 消火ポンプ

- ・ポンプ室に北側ルートと南側ルートのガソリン式ポンプ2台を設置しており、予備ポンプはない。
- ・消火ポンプは消火活動の根幹設備であることから、頻繁に点検を行い、不良箇所を確認した場合は速やかに修理を行う。
- ・ガソリン式ポンプは冬期にポンプが作動しない事例が見られるため、冬季間は定期的に試運転をして動作確認を行う。

| | |
|--|--|
| | <p>③避雷設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避雷針は、設置から約50年が経過しており、老朽化が進行していることから旧JIS基準から新JIS基準のものに更新する。 ・落雷からの火災を防ぐため、電気配線や火災報知制御配線の建物への引き込み部にサージ防護デバイス（SPD）を設置する。 <p>④防犯設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要文化財建造物周囲に侵入防止柵を設置しているものの、防犯設備は皆無であることから、建物周囲に防犯センサー、防犯カメラ、防犯灯、警報器等を設置し、管理事務所（緑の相談所）の警備員が常時監視できるシステムを構築する。 ・放火対策として屋外に炎感知器を設置したい。 <p>⑤その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漏電による出火を防ぐため、天守の分電盤は天守に影響のない位置に移設し、機械警備を行う夜間は防災関連以外の電源を遮断する。 ・老朽化した電気配線の更新を実施していく。 <p>「イ 保守管理計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災設備の管理は、消防法に定められた点検のほか、同法に定めのない設備についても自主点検を定期的に行い、設備の状況を正確に把握して不備等がある場合は速やかに設備の機能回復を図る。 ・関係職員は防災設備の管理、取り扱いについて熟知していく。 <p>・「2. 耐震対策」</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| | <p>(1) 耐震診断</p> <p>「ア 地震時の安全性に係る課題」</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度に天守、平成29年度～令和元年度にかけて城門5棟の耐震基礎診断を実施している。隅櫓3棟は未実施。 耐震基礎診断を実施した6棟に関しては、必要耐震性能を「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（文化庁）の「安全確保水準」としており、全ての建造物で耐震補強が必要との判定を受けている。 <p>「イ 改善措置と今後の対処方針」</p> <ul style="list-style-type: none"> 二の丸南門及び三の丸追手門は、令和2年～4年度に実施した保存修理の中で耐震補強工事を実施済である。 天守、二の丸東門、北の郭北門及び三の丸東門については、今後実施予定の保存修理の中で耐震補強を図る。 耐震基礎診断が未実施の隅櫓3棟については、なるべく早急に耐震基礎診断を実施し、その結果をもとに耐震対策や公開活用の方針を検討するとともに、内容を修正した上で次回以降の委員会でもう一度審議したい。 <p>(2) 地震時の対処方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 「弘前公園消防計画」に基づき、地震時には直ちに自衛消防隊を編成し、被災者の救助を優先するとともに被害等の情報収集と二次災害の防止に努める。 「3. 耐風対策」 <p>(1) 被害の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの風害として、平成3年9月28日に発生した台風19号により、天守、二の丸南門、同東門及び三の丸追手門がき損した。 |
|--|--|

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・被害の想定として、同規模の台風が発生した場合には、屋根のき損等の被害が想定される。 <p>(2) 今後の対処方針</p> <ul style="list-style-type: none">・屋根の飛散、倒木によるき損が想定されるため、屋根の定期的な点検と重要文化財建造物周囲の危険木の伐採を実施していきたい。・「4. その他の災害対策」 <p>(1) 雪害</p> <ul style="list-style-type: none">・毎年積雪による鬼板等の破損や樹木の倒木が発生している。・令和7年1月には、倒木・幹折れにより二の丸未申櫓、二の丸東門がき損した。・雪害対策として、雪下ろしの回数を増やすとともに、重要文化財建造物周囲の危険木の伐採を実施したい。・今回の豪雪被害を受け、現在、重要文化財建造物周辺の樹木の調査を実施している。調査内容として、周囲の樹木の樹高と傾き等を計測し、一覧表にまとめて危険度等を整理している。危険度が高いものについて伐採を行うが、文化庁の建造物部門の補助事業を利用して計画的に伐採していきたいと考えている。・その他、消防本部の方から要望があり、大型の消防車両が進入できるように常時除雪の方を行って欲しいという要望があるので、検討していきたい。 <p>(2) 水害</p> <ul style="list-style-type: none">・青森河川国道事務所ホームページに掲載されている岩木川水系岩木川の「浸水想定区域図」は、100年に1度程度の確率で発生する降雨を想定したもので、岩木川流域 |
|--|---|

の24時間の総雨量が192mmの場合のものである。その場合には、弘前城は浸水区域に指定されていない。

・「弘前防災マップ」は水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨で100年以上に1度程度の確率で発生する豪雨を想定しており、岩木川流域の24時間の総雨量が279mmの場合を想定しているが、その雨量が発生した場合は、岩木川谷底平野に位置する四の丸と西の郭が浸水する区域に想定されている。

・浸水深は0.5~3.0m未満と想定されており、災害時における避難経路図を作成している。案としては、高所に逃げるルートを設定しており、四の丸の方では北の郭、三の丸へ逃げる形にして避難場所に指定されている弘前中央高等学校の方へ避難するルートとしている。西の郭の方では二の丸、或いは本丸を通って避難場所に指定されている弘前市民会館、或いは弘前文化センターへ避難するルートを作成している。このルートを来訪者へ周知するよう園内に看板を設置していきたい。

(委員会)

【概要】

(1) 第4章について、天守以外の建物の公開に向けた防災等の詳細などを再検討して次回審議すること。

【詳細】

・「1. 防火・防犯対策について」
・通報から車両到着、通報から放水開始までの所要時間について、冬季の積雪時は建造物近くまで除雪していない部分もあり、時間を要すると考えられるため、冬場についての

| | |
|--|--|
| | <p>検討を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・隅櫓も城門も建物自体に文化財的な価値があり、イベント備品や発掘調査で出土した遺物等の可燃物を置くのは好ましくないため、中から他の場所に移すこと。・火災等が起きる要因として、地震等とセットで起きた場合も想定する必要がある。天守への緊急車両の動線に石垣が崩落している場合も想定される。・火災が発生した階の人はどうするのか、それ以外の階の人はどう動くのか、出火場所をそれぞれ書いて何パターンか作った方が良い。・図上演習は、何回か繰り返して指示しなくてもできるようした方が良い。文章で書いただけだと見落としやすいため、図面を置いて自分の駒を置いて、あなたは何をしますかってことを始めるとわかるようになる。・弘前でもインバウンドが多く、英語対応の非常放送設備は分かるが、やはり台湾・韓国の人が多いので、もう1言語くらい入れるなりご検討いただきたい。・避難経路図に関しても日本語だけではなく、日本語の下にもう2言語ぐらい翻訳文を入れたらどうか。・「5)収容人員管理」では、天守と二の丸南門の分しか記載されていない。他の建物も公開するのであればその収容人員は書くべきだと思う。この中で公開するようなことであれば、避難にあまり適さないような階段があるので、対応等適宜修正する等した方が良いかと思う。・弘前城天守の階段は急であるため、転落して骨折してしまい動けなくなる、或いは、将棋倒しもあり得るかもしれないと思う。その場合、警備の人がどう対応するのか、消防 |
|--|--|

署とどう連携するか等、そういうことも発生し得るということは考えておく必要がある。

- ・いろんな設備を整えても、電源が失われた時、どれが動いて動かないのか、自主電源の問題とかもあると思うため、それをもう一度整理しておいた方が良い。
- ・他の建物の公開のことが記載されておらず、公開している天守のことしか記載していない。全ての指定文化財を公開するとなると、建物に人を配置しないといけないため大変なことだと思う。例えば、天守に加えて櫓門1棟と櫓1棟とを1年間のうち何ヶ月かずつぐらいまわしながら、特別公開のような形でひと月ふた月公開していくば、全ての建物に人を配置するほどの費用はかからなくて済むので、そういう活用の仕方はあると思う。その場合でも、やはり防災設備としては天守と同等の設備が必要になると思う。櫓とか櫓門には、消火設備として消火器は置いてあるものの、屋内消火栓はない。それで果たしていいのかどうか。各建物に屋外消火栓、放水銃はあるが、一般公開にしても特別公開にしても公開するとなると、建物にも屋内消火栓があった方が良いのかということを検討しないといけないと思う。
- ・発生した火災の初期の段階から、どういう火や煙が出た段階では一番早くて有効なのが、段階的に公設消防隊が来るまでの消火の仕方として、消火設備に頼る段階があると思うので、検討したほうが良い。
- ・鳥害なり獣害なり、公開をしないため発見が遅れる、そのまま放置されると思うので、毎年定期的に何ヶ月間かでも公開すると、予防にもなると思う。

- ・重要文化財建造物が載っている土壘や石垣が、危険な状態にもしあるとしたら、中々判定は難しいと思うが、その上の建造物だけ耐震性能を満足させても無意味だと思うので、耐震診断を行うからには、基礎も石垣・土壘も含めて検証をし、耐震性能を満足させた上で、公開するというのが筋道であると思う。あくまでも目標は、安全確保水準を満たした上で公開する。
- ・城跡を利用した様々なイベントは、史跡としての城跡の方の保存活用計画では想定していない活用方法で、例えば電気の配線などが全然ないところで、無理やり既存の施設から電気を引っ張ってきて、そこで電気を使うという、相当危なそうだなと思える事例がたくさんある。想定していないイベントに向けて電気のコンセントを配置しておくのは本末転倒のような気はするものの、そういうものが本当に現状でしっかりとできているか、これから想定されるような利活用のときにも対応できるようなことになっているか、無理して電気を取ってきて何とかそのイベントの時だけしのいでるというようなことは、やはり望ましくないと思う。
- ・初期消火は、公設消防隊が到着するまで公設消防隊が消せる範囲で火災をコントロールすること。消防隊が一般的には10分程度で到着する、仮に10分ぐらいとすると、消火器は大体炎の高さが人の身長までであれば上手く使えば消せる。それを超えたら屋内消火栓で、天井まで届いたらもう逃げるしかないので後はスプリンクラーに任せるしかない。それを図上演習でやって欲しい。
- ・「(g) 消火ポンプ」のところで、ガソリン式ポンプが2台あ

り頻繁に点検を行い不良箇所を発見した場合に速やかに修理を行うとあるが、普通の電動式のポンプは、既製品があるのですぐ急がせれば他に行くはずのものを持ってこれるもの、ドイツ式等は6ヶ月かかる場合がある。頻繁に点検を行い不良箇所を確認するのは当然であるが、法定耐用年数は決まっているため、普通の物は法定耐用年数よりもっと持つが、ポンプだけは、例えば法定耐用年数とかから多少プラス α ぐらいで、壊れる前に取りかえるというようにしてほしい。

- ・見学者という立場からいくと、避難経路が出ていても、避難経路をどう周知するかという問題があり、経路図をどこに置くのか、設置方法等そういう部分が必要かと思う。障がいのある方たちの避難の仕方、車椅子を用意するとか、その点を少し考慮してほしい。展示の示し方も大事な部分なので、その避難経路を示す際に、あらかじめ、そういう方たちにどう示していくのか方法を考える必要があると思う。
 - ・現在は期間を区切り冬季以外は本丸、北の郭エリアを有料区域に設定している、今後櫓や城門を公開するにあたり、そこも有料にしても良いのではないかと思う。期間限定で公開すると費用がかかる話であるため、券売所のところでオプションとして櫓や城門を見学したい人はそこでチケットを買って入る、ということにすれば人数も限定できると思う。櫓・城門の公開とセットで、今後そういうところの有料化を考えておいた方が現実的によろしいのではないか。
- ・「2. 耐震対策」

・櫓の取り扱いについて、石垣側の安定性が確保できていないと、個々の建物、或いは、地震時の対処等のルールとか確保できないということもあるので、その点についても少し計画の中でも触れておいた方がいいかと思う。

・「4. その他の災害対策」

・有料区域以外は24時間人が入れるということであるが、大型台風がくる、大雨になる等、天気予報であらかじめ予想される時に何の入場制限もしないで、そのまま24時間人が通れるようにするなど今までそうしてきた。むしろ、この避難経路を考える前に、警報等が出たときには何ヶ所かある出入口を封鎖するようなことも考えた方がいいのではないか。

・「弘前防災マップ」の鷹揚園は本丸のことで、ここも指定避難所になっていると思うが、石垣で囲まれていたり、西側が崖線になっていたり、橋を渡ってというようなところである。しかも重要文化財の天守に近接するところでもあり、ここは市の大きな計画の話だと思いますが、本丸を指定避難所に指定するのはリスクがあるのではと思う。水害の時だけの避難対象なのかもしれないが、地震時等には相当危ない所であるため、ここから避難した方がいい所だと思う。

・「(1)雪害」の危険木伐採について、もし切るのであればまた植えるとか、もしくは木の高さを低くして抑えるとか、危険の排除の仕方などをある程度考慮して、危険であれば切るなり生かすなり、生かすなら低くするなりとかということも考えていただければと思う。木が全部なくなると格好悪い感じになるため、考えながら危険木の処置等をやつ

ていただきたい。

- ・伐採だけではなくて枝の剪定もある。剪定することによって積雪にも耐えれるということもあるので、剪定を書き加える必要があると思う。
- ・濠の向こう側の土壘や石垣にそびえる櫓の写真を撮りたい時、対岸側に大量に木が生えていて、ほぼ撮影するチャンスがない。櫓の前の木を今回、剪定含めてコントロールするのに合わせて、ビューポイントのように、濠の対岸側でこの櫓を見るにはここだ、写真が綺麗に取れる、というポイントを設定して、ぜひ伐採・剪定等に合わせて作業していただければ活用になるのではと思う。

3. 昨冬の豪雪被害について [報告]

(事務局)

【概要】

(1) 年末年始の豪雪被害の経過について報告。

【詳細】

- ・豪雪により、二の丸東門と二の丸未申櫓の屋根や外壁がき損し、その他、マツやサクラ等の樹木57本が倒木、幹折れする被害が発生した。
- ・令和7年1月9日には弘前城跡整備指導委員会の福井委員長、関根委員に、同年1月15日には文化庁文化資源活用課の文化財調査官2名に現地を確認してもらい、修理を行うにあたっての指導を受けた。
- ・内容や今後の復旧スケジュールについては、令和7年3月24日に開催した令和6年度第3回弘前城跡整備指導委員会

| | |
|--|--|
| | <p>で報告済。</p> <ul style="list-style-type: none">・被災状況について、二の丸東門では屋根の部分の破損のほか、鰐、鬼板等が破損した。二の丸未申櫓では倒木した松が建物の東面に直接ぶつかり 2 層目の屋根と壁が大きく破損した。・現在の復旧状況は、二の丸東門では雪解けまでは被災箇所からの雨水が部材に浸透しないように文化財保護シートや左官舟で養生した。雪解け後は、作業足場を組み、破損した屋根の穴を塞ぎ、鰐や箱棟の仮養生を行った。二の丸未申櫓では 3 月に櫓に倒木したマツの撤去を行い、仮設足場を組み、被災部の解体と養生を行った。・今年度は、被災部の災害復旧の実施設計とあわせて、保存修理のための地盤調査、常時微動測定を実施していく予定である。・令和 8 年度は、被災箇所の災害復旧工事、また、櫓の下にある石垣、土壠の地盤調査、保存修理の実施設計を行う。令和 9 ~ 11 年度にかけて保存修理工事をしていく予定である。・工事スケジュールについて、二の丸未申櫓では昨年度までに倒木の撤去は終了し、今年度災害復旧工事の実施設計を行う。併せて、保存修理で建物内の地盤調査を実施する。来年度からは地盤調査を継続して行い、災害復旧工事と保存修理の実施設計を行う。令和 9 年度以降は、災害復旧工事とあわせて保存修理工事を実施する予定である。二の丸東門では 3 月に屋根の応急処置が終了し、元々今年度から来年度まで保存修理を行う予定であったため、その保存修理の中で被災した箇所もあわせて修理していく予定である。 |
|--|--|

・樹木の倒木状況について、豪雪によりマツ 5 3 本、サクラ 3 本、エゾエノキ 1 本が倒木・幹折れした。倒木・幹折れはしていないものの、積雪により 4 本のマツが園路や弘前城情報館に倒木する危険性があったため、これらについても除根せずに伐採を行った。雪解け後に寝返りの状況を確認した結果、マツ 5 本とサクラ 1 本が根返りしていたため、応急措置として文化財保護シートで養生した。4 月 14 日付で文化庁へき損届を提出した。これらについては、今年度中に来園者の安全確保と景観保全のために、文化財担当職員立ち会いのもと、除根して撤去し、その部分に盛土して整地を施して整備していきたい。

(委員会)

【概要】

(1) 年末年始の豪雪被害の経過報告について了承。

【詳細】

・意見なし。

4. 天守基礎耐震補強工事について [報告]

(事務局)

【概要】

(1) 天守基礎耐震補強工事の進捗状況について報告。

(2) 天守基礎耐震補強工事に伴う発掘調査の時点成果について報告。

【詳細】

(1) 天守基礎耐震補強工事の進捗状況について

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・工事は、昨年(2024)に引き続き発掘調査を実施しながら、ライナープレートの設置作業を行っている。・基礎杭と耐圧盤の設置、その後の天守保存修理工事で使用する共通仮設足場の組み立てを内濠で実施している。・ライナープレート設置作業については、北西杭設置箇所以外での設置が終了した。当初予定していた場所からのズレはいずれも許容範囲内で収まっている。南西杭、南東杭及び北東杭設置箇所については、調査立ち会い等を行った上で、上から 1 2 m 下までのライナープレートの設置が終了した。北西杭設置箇所については、発掘調査を行いながら作業を行っており、近世の遺構を検出しているため、その調査を行った上で、現在は地山(無遺物層)部分の設置を行っている。・ライナープレートの変位計測は、南西杭設置箇所では当初の設置予定位置より南に 1 8 mm、東に 3 mm ズレている状況、北西杭設置箇所は設置途中であるがズレがない状況、南東杭設置箇所は南に 8 mm ズレているものの、東西方向ではズレはない。北東杭設置箇所は、北に 2 5 mm、東に 2 0 mm ズレているが、5 0 mm ほどのズレは許容範囲となっており、いずれも影響範囲内で収まっているという状況である。・昨年度(2024)までに積直した石垣についても、天守台天端の部分に定点を設け、変位計測を行っており、大きな変位は認められない状況である。いずれも数 mm 程の移動値であり、観測の誤差範囲内ではないかと考えており、大きな変位はないものと考えている。・今年度の今後の予定は、まず北西杭設置箇所のライナープレートを設置し、内濠の方では共通仮設足場を組み立て、そ |
|--|---|

の組み立てが終了した後に基礎杭の設置を行っていく。基礎杭の設置は今年度終了する予定で、来年度(2026)に天守を載せる耐圧盤を設置していく予定である。

(2) 天守基礎耐震補強工事に伴う発掘調査の時点成果について

・天守基礎杭設置箇所で検出した遺構の取り扱いについては、令和5年度第1回弘前城跡本丸石垣修理委員会で調査方法等を確認しており、調査の進捗状況や内容については、石垣修理現場アドバイザー等に現地を確認、必要に応じて発掘調査委員会及び石垣修理委員会を開催することとしており、重要な遺構が検出された場合は、別途関係機関と協議することで了承を受けている。

・基礎杭設置箇所の発掘調査については、昨年度から実施しており、北東・南東杭設置箇所の調査は昨年度で終了した。北西・南西杭設置箇所の調査については、昨年度の北西杭設置箇所の調査で、近世期の遺構を検出したことから、関根委員の現地指導を受けており、現状のまま養生し、今年度の調査再開時に発掘調査委員会を開催して、その取り扱いを審議するよう指導を受けたため、6月13日に令和7年度第1回弘前城跡本丸石垣発掘調査委員会を開催し、現地の状況を確認してもらった上で、引き続き発掘調査を行いながら、工事を進めている。

・南西杭設置箇所の発掘調査は、昨年度は標高44.7～47.2mの範囲の調査を行い、天守台石垣に伴う文化期の盛土、その直下で17世紀中頃から寛文13年(1673)に築かれたと推定されるⅡ期石垣の裏込めを検出していた。今年度は、標高44.7mより下層を調査し、標高43.8m付近で層厚60～8

| | |
|--|--|
| | <p>0 cm程度の慶長期盛土が調査区北端に堆積しているのを確認した。その直下に層厚30～40 cm程度の縄文時代晚期の遺物包含層、さらにその下に盛土遺構が堆積しているのも確認した。盛土遺構は、昨年度(2024)検出した盛土遺構2の延長部で、南端は石垣の裏込めに切られている。盛土遺構2の検出範囲は、長軸1.9m、短軸0.6mで、遺物は縄文土器、石器のほか、岩版や装身具と考える骨角器が出土した。盛土遺構は2層に分層できた。</p> <ul style="list-style-type: none">北西杭設置箇所の発掘調査は、昨年度までに標高45.7m付近で天守台築造前の遺構を検出しており、発掘調査委員会を開催し、その際、取り扱いを審議した上で調査を行っている。検出した遺構は、天守台が築造される前の近世期の遺構と縄文時代晚期中葉～後葉の遺構に大別される。 <p>1) 近世期遺構</p> <ul style="list-style-type: none">近世期の遺構については、礎石跡1基、柱穴2基、土坑2基、ピット3基、性格不明遺構1基を検出した。文化期の天守台が築かれる前の本丸南東隅の状況は、築城当初から辰巳櫓が築かれていたと言われており、それを絵図等に書かれてる寸法から推定すると、天守台よりも一回り小さい櫓台になる。北西杭設置箇所の一部に辰巳櫓台石垣がかかるどうかぐらいの位置になるかと想定される。基本土層は、上から天守台石垣の盛土、小石が敷き詰められた敷石層、出土遺物から17世紀中頃以降に造成された灰白色土主体の整地層、さらにその下に築城期盛土の順に堆積していた。検出した遺構の掘り込み面等から、遺構は3時期に大別 |
|--|--|

した。

【I期】

- ・築城時の遺構で、築城時盛土上面を掘り込みとする時期。
- ・遺構は切り合うものの、土坑2・3、ピット3、性格不明遺構1が該当。遺構の埋土は、慶長期盛土に類似した黒褐色土を主体とし、遺物は縄文土器等が出土した。

【II期】

- ・柱穴1・2、土坑1、ピット1・2が該当し、重複関係は、古いものからピット1・2<柱穴2<土坑1<柱穴1の順である。遺物は柱穴2から17世紀中頃の肥前産の碗片が出土した。

【III期】

- ・敷石層整地から天守台石垣できる文化6・7年(1809・1810)までの時期の遺構。
- ・礎石跡1が該当し、礎石が抜き取られてその下の根石のみが残存していた。このことから、天守台を築く際に礎石は抜き取られたものと想定している。
- ・礎石跡は柱穴1・2に隣接する位置にあることから、II期からIII期へ移行するタイミングで同一の建物を掘立柱建物から礎石建物に作り替えた可能性を考えている。
- ・絵図との検討で、基礎杭設置箇所付近が描かれた絵図は、制作年代不明の「弘前御城御指図」、制作年代延宝2年～文化7年(1674～1810)の「弘前城本丸御殿絵図」がある。これらの絵図を見ると、櫓台北側に多分櫓等が描かれており、検出した柱穴1・2、礎石跡1はその一

| | |
|--|---|
| | <p>部の可能性があると考えている。</p> <p>2) 縄文時代遺構</p> <ul style="list-style-type: none">・縄文時代晚期中葉～後葉の遺構については、盛土遺構1基、ピット6基を検出した。・盛土遺構は、盛土遺構2の北端部である。この遺構の上面でピット1基、盛土遺構下の地山でピット5基を検出した。・盛土遺構2の南側は石垣により切られており、南側へ広がっていたと想定されるが、検出幅5.6～7.4m程の盛土遺構が、天守台下に残存しているような状況だと考えている。 <p>(委員会)</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 天守基礎耐震補強工事の進捗状況の報告について了承。</p> <p>(2) 天守基礎耐震補強工事に伴う発掘調査の時点成果の報告について了承。</p> <p>【詳細】</p> <p>(1) 天守基礎耐震補強工事の進捗状況について</p> <ul style="list-style-type: none">・意見なし。 <p>(2) 天守基礎耐震補強工事に伴う発掘調査の時点成果について</p> <ul style="list-style-type: none">・礎石跡1と柱穴1・2の関係について、掘立柱建物から礎石建物に作り替えられた可能性があると想定しているが、礎石建物を建設する時の仮設用の丸太足場を立てるための柱穴と見ることもできると思う。柱がずっと入ってて、そしてある程度の工程が進んだ後に足場をとって、玉石敷のようにするこ |
|--|---|

とは一般的に考えられるかなと思う。

・二の丸の弘前城情報館で、天守基礎耐震補強工事に伴う発掘調査の成果を展示しており、また、関根委員もコメントを寄せており、調査の成果を公開しているのは非常に優れた取り組みだと感心した。

・「弘前御城御指図」は、御殿の形がかなりおかしいので、これがどこまで実像を伝えているのかはあやしいと思っている。描かれているからといって使っていいのかどうか。「弘前城本丸御殿絵図」についても、制作年代の幅があるが、おそらく文化7年(1810)に再建した天守の記載がなく、櫓としか記載されていないため、その判断をしていると思う。また、延宝2年(1674)の能舞台新設から、年代幅の両端がわかるのでこのスパンで考えていると思う。辰巳櫓の周りを描いている絵図は、江戸後半、特に天守再建後は確実に増えており、江戸前半はあまりない。多聞櫓と書いているが、おそらく「ともまち供待」かと思う。「多聞」という言葉は、天守の再建の際に、そこにある物見をとて多聞用のものをつける、櫓を作つて多聞のようなものをつける、というようなところで初めて出てくると思う。形状的にもおそらく簡単な作りかと思っている。

5. 杉の大橋木部更新工事について [報告]

(事務局)

【概要】

(1) 杉の大橋木部更新工事の実施について報告。

【詳細】

・工事は、8月18日(月)から通行止めをかけて工事を行つ

| | |
|---------|---|
| | <p>ている。</p> <p>・杉の大橋は、築城時からあった5橋のうちの1橋であり、明治期の写真が残っているため、大正初期以前の白木に戻すことを含めて検討したものの、塗色以外に形状の相違点があり、白木に戻しただけでは再現性に欠ける上、誤解を与える恐れもあるため、今回は現形状での木部更新とし、次回更新までに鷹丘橋、下乗橋、杉の大橋の3橋に関する旧形状の資料収集に努め、復元基準の幕末期の姿を再現できる情報が得られた場合には、事前に方針を示し、ある程度市民等に周知した上で実施を検討していきたい。</p> <p>(委員会)</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 杉の大橋木部更新工事の実施の報告について了承。</p> <p>【詳細】</p> <p>・意見なし。</p> <p>【結論】</p> <p>(1) 重要文化財保存活用計画第3章について了承。</p> <p>(2) 重要文化財保存活用計画第4章について、天守以外の建物の公開に向けた防災等の詳細などを再検討して次回審議すること。</p> <p>(3) 昨冬の豪雪被害について了承。</p> <p>(4) 天守基礎耐震補強工事について了承。</p> <p>(5) 杉の大橋木部更新工事について了承。</p> |
| その他必要事項 | ・会議の公開、非公開…公開 |

・その他出席者
(文化庁文化資源活用課)
整備活用部門文化財調査官・井川博文、防災推進係長・前川拓也
(青森県教育庁文化財保護課)
文化財グループ主査・會田明生
(弘前地区消防事務組合予防課)
主幹・工藤雅幸、予防係長・赤石浩平
(弘前市教育委員会文化財課)
課長・石岡博之、課長補佐・小石川透、主幹兼埋蔵文化財係長・
薦川貴祥
(株)防災コンサルタンツ)
平井弘毅、鈴木克裕